横須賀市風しん・麻しん調査事業実施要綱

（総則）

第１条　この要綱は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）第15条に基づき、風しん・麻しんの行政検査を実施し、感染拡大防止をはかる。調査については、別に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（調査の実施等）

第２条　本事業の実施にあたっては、次のとおりとする。

１　検査対象

保健所に届出された風しん・麻しん患者（疑いを含む）（以下「調査対象者」という。）から検出された咽頭ぬぐい液・血液・尿（以下「検体」という。）とする。

２　検査

医療機関は、検査票（様式１）および検体を保健所に提出するものとする。

３　検査結果

保健所は医療機関に結果を報告する。

４　保健所長は、必要があると認めるときは、調査対象者に対し、感染症予防上適切な指導を行うものとする。

（報償費）

第３条　市長は、検体を提出した医療機関に対し、検査１回につき1,000円の報償費を支払うものとする。

（個人情報の保護）

第４条　本事業の実施にあたっては、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

（その他事項）

第５条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、保健所長が定める。

附則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。